議案第50号

米原市税条例の一部を改正する条例について

米原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)等の公布に伴い、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置により納税者等に及ぼす影響の緩和を図るために個人住民税、固定資産税等に係る特例措置を講ずるため、この案を提出するものである。

米原市税条例の一部を改正する条例

(米原市税条例の一部改正)

第1条 米原市税条例(平成17年米原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。 第51条第1項中第4号から第6号までを削り、同項第7号中「前各号」を「前3号」に 改め、同号を同項第4号とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の 次に次の1項を加える。

2 市長は、収益事業を行う特定非営利活動法人で必要があると認めるものに対しては、当 該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち当該収益事 業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、法人の市民税を減 免する。

第53条の12の次に次の1条を加える。

(法人の市民税の課税免除)

- 第53条の13 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、法人の市民税を課さない。ただし、収益事業を行う場合は、この限りでない。
 - (1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で規則で定めるもの
 - (2) 公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人(非営利型法人(法人税法 第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当 する者に限る。)および一般財団法人(非営利型法人に該当する者に限る。)
 - (3) 管理組合法人および団地管理組合法人
 - (4) マンション建替組合およびマンション敷地売却組合
 - (5) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
 - (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人
- 2 前項の規定により法人の市民税の課税免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名および住所または居所(法人にあっては、名称、事務所または事業所の所在地および法人番号)

- (2) 法人税額の課税標準の算定期間または均等割額の算定期間、納期限および税額
- (3) 課税免除を受けようとする事由

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当 該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

付則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。 次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

付則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。 付則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 米原市税条例の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 321 条の 8 第 22 項および第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項および第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項または第 19 項」を「または第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 22 項および第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項および第 35 項」に改める。

第20条中「および第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項および第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。 第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号

の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしく

は同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間または同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間または同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項および第23項」を「第31項、第34項およ び第35項 に、「第10項、第11項および第13項 を「第9項、第10項および第12項 | に、「第4項、第19項および第23項」を「第31項および第35項」に、「同条第22項」 を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第 5項および第11項または第68条の91第4項および第10項」を「第66条の7第4項およ び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項 中「第66条の9の3第4項および第10項または第68条の93の3第4項および第10項| を「第66条の9の3第3項および第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8 第37項|に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改 め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」 を「同条第33項」に、「、第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第23項」 を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項または第19項」を「または第31項」 に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第3 5項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、 第4項または第19項」を「または第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」 を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第4 2項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」 を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12 項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の 内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、 「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条 第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改 め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第3 21条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項 を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を 「第14項」に、「第75条の4第3項もしくは第6項(同法第81条の24の3第2項におい て準用する場合を含む。)」を「第 75 条の 5 第 3 項もしくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9項 に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第23項」を

「同条第35項」に、「、第2項または第4項」を「または第2項」に改め、同条第3項中「、第4項または第19項」を「または第31項」に改め、「(同条第2項または第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項または第19項」を「または第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第 94 条第 2 項ただし書中「0.7 グラム」を「1 グラム」に、「0.7 本」を「1 本」に改める。 付則第 3 条の 2 第 2 項中「および第 4 項」を削る。

第3条 米原市税条例の一部を次のように改正する。

付則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条または第62条」を、「または附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条もしくは第62条」を加える。

付則第 10 条の 2 第 15 項中「をいう」の次に「。第 18 項において同じ」を加え、同条に次の 1 項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋および構築物にあっては、零)とする。

付則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第 8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第4条 米原市税条例の一部を次のように改正する。

付則第10条中「第61条または第62条」を「第63条または第64条」に、「第61条もしくは第62条」を「第63条もしくは第64条」に改める。

付則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

付則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 7 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 25 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用 については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

付 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中米原市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定および同条第4項 の改正規定ならびに付則第5条の規定 令和2年10月1日
 - (2) 第1条中米原市税条例第24条第1項第2号、第34条の2および第36条の2第1項 ただし書の改正規定ならびに同条例付則第3条の2および第4条第1項の改正規定なら びに第4条ならびに次条ならびに付則第3条の規定 令和3年1月1日
 - (3) 第2条中米原市税条例第94条第2項ただし書の改正規定および付則第6条の規定 令和3年10月1日
 - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。) および付則第4条の規定 令和4年4月1 日
 - (5) 第1条中米原市税条例付則第17条第1項および第17条の2第3項の改正規定 土地 基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定 の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米原市税条例(以下「新条例」という。)付則第3条の 2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用 し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2および第36条の2 第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分ま での個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定 の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、 ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定に よる改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第3 14条の2第3項の規定に該当するものに限る。)または旧法第292条第1項第12号に規定 する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 第4条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の米原市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項および次項において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税および4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻 たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。 第6条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻 たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

米原市税条例新旧対照表 第1条関係(改正理由)

	(印代宋例利印对职衣 第1宋舆馀(以正连田)	7/. → 7m . L.
改正後	現行	改正理由
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)	
第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、	第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、	
市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の	市民税(第2号に該当する者にあっては、第 53 条の	
2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る	2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る	
所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法	所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法	
の施行地に住所を有しない者については、この限りで	の施行地に住所を有しない者については、この限りで	
ない。	ない。	
(1) 略	(1) 略	
(2) 障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親(こ	(2) 障がい者、未成年者、寡婦または <u>寡夫</u> (これら	・非課税措置について、寡夫を対象か
れらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える	の者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合	ら除き、ひとり親を対象に追加
場合を除く。)	を除く。)	
2 略	2 略	
(所得控除)	(所得控除)	
第 34 条の2 所得割の納税義務者が法第 314 条の2第	第 34 条の2 所得割の納税義務者が法第 314 条の2第	
1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、	1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、	
同条第1項および第3項から <u>第 11 項</u> までの規定によ	同条第1項および第3項から <u>第 12 項</u> までの規定によ	・法律等の改正にあわせて改正
り雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小	り雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小	
規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震	規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震	
保険料控除額、障がい者控除額、 <u>寡婦控除額、ひとり</u>	保険料控除額、障がい者控除額、 <u>寡婦(寡夫)控除額</u> 、	・所得控除について、ひとり親控除を
親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特	勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額ま	追加する等の所要の措置
別控除額または扶養控除額を、所得割の納税義務者に	たは扶養控除額を、所得割の納税義務者については、	
ついては、同条第2項、 <u>第6項</u> および <u>第 11 項</u> の規定	同条第2項、 <u>第7項</u> および <u>第 12 項</u> の規定により基礎	・法律等の改正にあわせて改正

により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得に ついて算定した総所得金額、退職所得金額または山林 所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月 15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による 申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法 第317条の6第1項または第4項の規定により給与支 払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義 務がある者から1月1日現在において給与または公 的年金等の支払を受けている者で前年中において給 与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外 の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以 外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得稅法第 2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶 者に係るものを除く。) もしくは法第 314 条の2第4 項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せ て雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第 313 条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項 に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もし くは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金 (特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認

控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定 した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額か ら控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月 15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による 申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法 第317条の6第1項または第4項の規定により給与支 払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義 務がある者から1月1日現在において給与または公 的年金等の支払を受けている者で前年中において給 与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外 の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以 外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得稅法第 2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶 者に係るものを除く。) もしくは法第 314 条の2第5 項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せ て雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第 313 条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項 に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もし くは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金 (特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認

定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する 特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6項において同じ。)に係る部分を除く。)および第2 項の規定により控除すべき金額(以下この条において 「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようと するものを除く。以下この条において「給与所得等以 外の所得を有しなかった者」という。) および第24条 第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表 の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、こ の限りでない。

2~10 略

(市民税の減免)

第 51 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の | 第 51 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の うち市長において必要があると認めるものに対し、市 民税を減免する。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、特別の事由が あるもの
- 2 市長は、収益事業を行う特定非営利活動法人で必要 があると認めるものに対しては、当該特定非営利活動

定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する 特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6項において同じ。)に係る部分を除く。)および第2 項の規定により控除すべき金額(以下この条において 「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようと するものを除く。以下この条において「給与所得等以 外の所得を有しなかった者」という。) および第24条 第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表 の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、こ の限りでない。

2~10 略

(市民税の減免)

うち市長において必要があると認めるものに対し、市 民税を減免する。

- $(1)\sim(3)$ 略
- (4) 公益社団法人および公益財団法人
- (5) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた 地縁による団体
- (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定す る法人
- (7) 前各号に掲げるものを除くほか、特別の事由が あるもの

※市単独

・減免としていたものを県条例改正に あわせて、法人税法に規定する公共 法人で規則に定めるもの、および収 益事業を行っている特定非営利活動 法人のうち設立の日から3年以内の 収益が計算されないものを加えて、 課税免除とする措置

法人の設立の日から3年以内に終了する各事業年度 のうち当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が 損金の額を超えない事業年度に限り、法人の市民税を 減免する。

<u>3</u> 略

<u>4</u> 略

(法人の市民税の課税免除)

- 第53条の13 市長は、次の各号のいずれかに該当する 者に対しては、法人の市民税を課さない。ただし、収 益事業を行う場合は、この限りでない。
 - (1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で 規則で定めるもの
 - (2) 公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当する者に限る。)および一般財団法人(非営利型法人に該当する者に限る。)
 - (3) 管理組合法人および団地管理組合法人
 - (4) マンション建替組合およびマンション敷地売 却組合
 - (5) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた 地縁による団体
 - (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人
- 2 前項の規定により法人の市民税の課税免除を受け

2 略

3 略

- ・第2項追加による項ずれ
- ・第2項追加による項ずれ

※市単独

・減免としていたものを県条例改正に あわせて、法人税法に規定する公共 法人で規則に定めるもの、および収 益事業を行っている特定非営利活動 法人のうち設立の日から3年以内の 収益が計算されないものを加えて、 課税免除とする措置

- ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を 市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の氏名および住所または居所(法人 にあっては、名称、事務所または事業所の所在地お よび法人番号)
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間または均等割額の算定期間、納期限および税額
- (3) 課税免除を受けようとする事由 (たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ<u>(同項ただし</u> <u>書に規定する葉巻たばこを除く。)</u>の重量を紙巻たば この本数に換算する場合または第3項第1号に掲げ る方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を (たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計

- ・軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこ 本数への換算方法について、令和2 年10月1日から2段階で見直し(第 1段階)
- ・法律等の改正にあわせて改正

紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5~10 略

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)および第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と

算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5~10 略

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)および第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3

・租税特別措置法の延滞金等の特例規 定の改正に伴う規定の整備

- し、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特</u> 例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超え る場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 2 当分の間、第 52 条第1項および第4項に規定する 延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定に かかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセント の割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年中においては、その年におけ る当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号) 第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項および第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限または法人税法第81条の24第1項の規定に パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第 52 条第 1 項および第 4 項に規定する 延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定に かかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該 特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号) 第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項および第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限または法人税法第81条の24第1項の規定に ・租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備

・租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備

より延長された法第321条の8第4項に規定する申告 書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められ る日以後に到来することとなる市民税に係る申告基 準日が特例期間内に到来する場合における当該市民 税に係る第 52 条の規定による延滞金にあっては、当 該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延 長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期 間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第 52 条第1項および第4項に規定する延滞金の年7.3パー セントの割合は、これらの規定および前条第2項の規 定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該 申告基準日における当該商業手形の基準割引率のう ち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パー セントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割 合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合) を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合) と する。

2 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条および第 34 条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡

より延長された法第321条の8第4項に規定する申告 書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められ る日以後に到来することとなる市民税に係る申告基 準日が特例期間内に到来する場合における当該市民 税に係る第 52 条の規定による延滞金にあっては、当 該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延 長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期 間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第 52 条第1項および第4項に規定する延滞金の年7.3パー セントの割合は、これらの規定および前条第2項の規 定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該 申告基準日における当該商業手形の基準割引率のう ち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パー セントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割 合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合 を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合) と する。

2 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条および第 34 条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡

所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 · 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 1・2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、 第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第 1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用に より同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金 額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金 額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用 される第34条の2の規定の適用がある場合には、そ の適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」とい う。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税 の所得割を課する。

2 · 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 1・2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

・低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設 に伴う所要の措置

・優良住宅地の造成等のために土地等 を譲渡した場合の長期譲渡所得に係 る課税の特例の創設に伴う所要の措 置

米原市税条例新旧対照表 第2条関係(改正理由)

改正後	現行	改正理由
(納期限後に納付し、または納入する税金または納入	(納期限後に納付し、または納入する税金または納入	
金に係る延滞金)	金に係る延滞金)	
第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第	第19条 納税者または特別徴収義務者は、第40条、第	
46 条、第 46 条の 2 もしくは第 46 条の 5 (第 53 条の	46 条、第 46 条の 2 もしくは第 46 条の 5 (第 53 条の	
7の2において準用する場合を含む。以下この条にお	7の2において準用する場合を含む。以下この条にお	
いて同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項	いて同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項	
において準用する場合を含む。以下この条において同	において準用する場合を含む。以下この条において同	
じ。)、第 48 条第 1 項(法 <u>第 321 条の 8 第 34 項および</u>	じ。)、第 48 条第 1 項(法 <u>第 321 条の 8 第 22 項および</u>	・法律等の改正にあわせて改正
<u>第 35 項の申告書に</u> 係る部分を除く。)、第 53 条の 7 、	<u>第 23 項の申告書に</u> 係る部分を除く。)、第 53 条の 7 、	
第67条、第80条の7第1項、第83条第2項、第98	第67条、第80条の7第1項、第83条第2項、第98	
条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第105条、	条第1項もしくは第2項、第102条第2項、第105条、	
第139条第1項または第145条第3項に規定する納期	第 139 条第 1 項または第 145 条第 3 項に規定する納期	
限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場	限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場	
合 <u>には</u> 、当該税額または納入金額にその納期限(納期	合 <u>においては</u> 、当該税額または納入金額にその納期限	・文言整理
限の延長があったときは、その延長された納期限とす	(納期限の延長があったときは、その延長された納期	
る。以下第1号、第2号および第5号において同じ。)	限とする。以下第1号、第2号および第5号において	
の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に	同じ。) の翌日から納付または納入の日までの期間の	
応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の	日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる	
区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間なら	税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期	
びに第5号および第6号に定める日までの期間につ	間ならびに第5号および第6号に定める日までの期	
いては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した	間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計	
金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって	算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書に	

納付し、または納入書によって納入しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 法第601条第3項もしくは第4項(これらの規定を法第602条第2項および第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項または第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間または当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (5) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項<u>または第 31 項</u>の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日
- (6) 第 48 条第 1 項の申告書(法<u>第 321 条の 8 第 34 項および第 35 項</u>の申告書を除く。) でその提出期限 後に提出したものに係る税額 当該提出した日ま たはその日の翌日から 1 月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 52 条第 1 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項ならびに第 140 条第 2 項の規定に定める延滞 金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たり よって納付し、または納入書によって納入しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 法第601条第3項もしくは第4項(これらの規定を法第602条第2項および第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項または第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間または当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (5) 第 48 条第1項の申告書(法第 321 条の8第1項、第2項<u>第4項または第 19 項</u>の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法<u>第321条の8第22</u> 項および第23項の申告書を除く。)でその提出期限 後に提出したものに係る税額 当該提出した日ま たはその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 52 条第 1 項<u>および第 4 項</u>、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項ならびに第 140 条第 2 項の規定 に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定

・文言整理

・法律等の改正にあわせて改正

・法律等の改正にあわせて改正

条例の規定の削除に伴う改正

の割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当 たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条1・2 略

3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する収益事業 (以下この項および第 31 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第 48 条第 9 項から第 16 項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 略

2 第 23 条第 1 項第 3 号または第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分		范率
1 次に掲げる法人	年額	50,000
ア〜エ 略	円	
オ 資本金等の額(法 <u>第 292 条第</u>		
<u>1 項第 4 号の 2</u> に規定する資本		
金等の額をいう。以下この表お		

める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間について も、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条1・2 略

- 3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する収益事業を行うもの(当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。第 31 条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。
 - (均等割の税率)

第31条 略

2 第 23 条第1項第3号または第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分		兑率
1 次に掲げる法人	年額	50, 000
ア〜エ 略	円	
オ 資本金等の額(法 <u>第 292 条第</u>		
<u>1 項第 4 号の 5</u> に規定する資本		
金等の額をいう。以下この表お		

- ・法人税において通算法人ごとに申告 等を行うこととする(連結納税の廃 止)ことに伴う規定の整理
- 規定の整備

よび第4項において同じ。)を有 する法人(法人税法別表第2に 規定する独立行政法人で収益事 業を行わないものおよびエに掲 げる法人を除く。以下この表お よび第4項において同じ。)で資 本金等の額が 1,000 万円以下で あるもののうち、市内に有する 事務所、事業所または寮等の従 業者(俸給、給料もしくは賞与 またはこれらの性質を有する給 与の支給を受けることとされる 役員を含む。) の数の合計数(次 号から第9号までにおいて「従 業者数の合計数」という。)が50 人以下のもの

よび第4項において同じ。)を有 する法人(法人税法別表第2に 規定する独立行政法人で収益事 業を行わないものおよびエに掲 げる法人を除く。以下この表お よび第4項において同じ。)で資 本金等の額が 1,000 万円以下で あるもののうち、市内に有する 事務所、事業所または寮等の従 業者(俸給、給料もしくは賞与 またはこれらの性質を有する給 与の支給を受けることとされる 役員を含む。) の数の合計数(次 号から第9号までにおいて「従 業者数の合計数 という。)が50 人以下のもの

略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法 第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期 間<u>もしくは同項第2号の期間または同項第3号</u>の期間中において事務所、事業所または寮等を有していた 月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとす る。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を 生じたときは切り捨てる。

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法 第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期 間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期 間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の 算定期間または同項第4号の期間中において事務所、 事業所または寮等を有していた月数を乗じて得た額 を12で除して算定するものとする。この場合におけ る月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは

・法人税法において通算法人ごとに申 告等を行うこととする(連結納税の 廃止)ことに伴う規定の整理

略

4 略

(法人の市民税の申告納付)

- 第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法|第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法 第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項およ び第35項の規定による申告書(第9項、第10項およ び第12項において「納税申告書」という。)を、同条 第1項、第2項、第31項および第35項の申告納付に あってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、 同条第 34 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提 出し、およびその申告に係る税金または同条第1項後 段および第2項後段の規定により提出があったもの とみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事 業所を有する法人(以下この条において「内国法人」 という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項およ び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の8第36項および令第48条の12の2に規定する ところにより、控除すべき額を前項の規定により申告 納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3

1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨 てる。

4 略

(法人の市民税の申告納付)

- 第 321 条の8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項および第 23 項の規定による申告書(第 10 項、第 11 項および第13項において「納税申告書」という。) を、同条第1項、第2項、第4項、第19項および第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定に よる納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあって は遅滞なく市長に提出し、およびその申告に係る税金 または同条第1項後段および第3項の規定により提 出があったものとみなされる申告書に係る税金を施 行規則第22号の4様式による納付書により納付しな ければならない。
- 2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事 業所を有する法人(以下この条において「内国法人」 という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項およ び第11項または第68条の91第4項および第10項の 規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24 項および令第48条の12の2に規定するところによ り、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき 法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4

- ・法律等の改正にあわせて改正
- 規定の整備
- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・法律等の改正にあわせて改正

- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・法律等の改正にあわせて改正

項および第9項の規定の適用を受ける場合には、法<u>第</u>321条の8第37項および令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 4 内国法人または外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321条の8第38項</u>および令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項<u>または第31項</u>の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間またはその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

項および第 10 項または第 68 条の 93 の 3 第 4 項および第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法<u>第 321 条の 8 第 25 項</u>および令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 4 内国法人または外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321条の8第26項</u>および令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項または第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間またはその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

・法律等の改正にあわせて改正

・法律等の改正にあわせて改正

・法律等の改正にあわせて改正

・法律等の改正にあわせて改正

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項<u>または第31項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第34項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法<u>第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法<u>第321条の8第34項</u>に 規定する申告書(以下この項において「修正申告書」 という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係 る市民税について同条第1項、第2項<u>または第31項</u> に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」 という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書 の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これ に類するものを含む。以下この項において「減額更正」 という。)があった後に、当該修正申告書が提出され たときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納 付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法<u>第321条の8第22項</u>に 規定する申告書(以下この項において「修正申告書」 という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<u>第4項または</u>第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る

- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・法律等の改正にあわせて改正

- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・法律等の改正にあわせて改正

額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

8 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合または法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法<u>第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合または法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に 係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条 の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条 第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人およ ・法律等の改正にあわせて改正

・通算法人について、課税標準を法人 税額とする(個別帰属法人税額の廃 止)ことに伴う規定の削除

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である 内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により 行うこととされている法人の市民税の申告について は、同項の規定にかかわらず、同条第52項および施 行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべ きものとされている事項(次項および<u>第11項</u>におい

び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第 12 号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第 50条第3項および第52条第4項において同じ。) があ る連結子法人(同法第2条第 12 号の7に規定する連 結子法人をいう。第50条第3項および第52条第4項 において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第 16 号 に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第4項にお いて同じ。) に限る。) については、同法第81条の24 第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法 人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税 額をいう。以下この項および第 52 条第4項において 同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業 年度に該当する期間に限る。第52条第4項において 同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法 人税額を課税標準として算定した法人税割額および これと併せて納付すべき均等割額については、当該連 結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規 定の適用がないものとみなして、第 18 条の2の規定 を適用することができる。

10 法<u>第 321 条の8 第 42 項</u>に規定する特定法人である 内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により 行うこととされている法人の市民税の申告について は、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 42 項</u>および施 行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべ きものとされている事項(次項および第 12 項におい

- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・項ずれによる改正

て「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 略

- 11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、または当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、または納税申告書に添付して当該提

て「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を 使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第12項</u>において「機 構」という。)を経由して行う方法により市長に提供 することにより、行わなければならない。

11 略

- 12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害 その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理 組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項 の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、または当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、または納税申告書に添付して当

- ・項ずれによる改正
- 第9項削除による項ずれ
- ・第9項削除による項ずれ
- ・項ずれによる改正

- ・第9項削除による項ずれ
- ・項ずれによる改正

- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・項ずれによる改正

出期限までに、市長に提出した場合における当該税務 署長が指定する期間内に行う<u>同項の申告</u>についても、 同様とする。

<u>13</u> 略

- 14 第 12 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 9項の申告につき第 12 項の規定の適用を受けること をやめようとするときは、その旨その他施行規則で定 める事項を記載した届出書を市長に提出しなければ ならない。
- 15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の8第 61 項の処分または前項の届出書の提出があったときは、これらの処分または届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第9項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 16 第 12 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 14 項の届出書の提出または法人税法第 75 条の 5 第 3 項もしくは第 6 項の処分があったときは、これらの届出書の提出または処分があった日の翌日以後の第 12 項後段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

該提出期限までに、市長に提出した場合における当該 税務署長が指定する期間内に行う<u>第 10 項の申告</u>につ いても、同様とする。

14 瞬

- 15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第</u> 10 項の申告につき<u>第 13 項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の8第 51 項の処分または前項の届出書の提出があったときは、これらの処分または届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出または法人税法第 75 条の4 第 3 項もしくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出または処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書

- 文言整理
- 第9項削除による項ずれ
- ・第9項削除による項ずれ
- ・項ずれによる改正

- 第9項削除による項ずれ
- ・項ずれによる改正
- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・項ずれによる改正
- ・項ずれによる改正

- ・第9項削除による項ずれ
- ・項ずれによる改正
- ・法人税において通算法人ごとに申告 等を行うこととする(連結納税の廃 止)ことに伴う規定の整理
- ・項ずれによる改正
- ・項ずれによる改正

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項<u>または第31項</u>の納期限(<u>同条第35項</u>の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項<u>または第2項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項または第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項<u>または第31項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたことによる更正に係るものにあっ

類を提出したときは、この限りでない。 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項または第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項または第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたこと(同条第2項または第

- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・法律等の改正にあわせて改正
- ・法律等の改正にあわせて改正

・法律等の改正にあわせて改正

・法人税において通算法人ごとに申告

ては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官 署が更正もしくは決定の通知をした日)までの期間 は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項主たは第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)にでいては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(許偽その他不正の行

4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他

等を行うこととする(連結納税の廃止)ことに伴う規定の整理

為により市民税を免れた法人についてされた当該増 額更正により納付すべき市民税または令第48条の15 の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲 げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間 から控除する。

(1)・(2) 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条1~3 略

不正の行為により市民税を免れた法人についてされ た当該増額更正により納付すべき市民税または令第 48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、 第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎 となる期間から控除する。

(1) • (2) 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条1~3 略

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に 係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条 の 24 第1項の規定の適用を受けているものおよび当 該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 (連結申告法人に限る。) は、当該申告書に係る連結 法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るも のの連結所得(同法第2条第 18 号の4に規定する連 結所得をいう。) に対する連結法人税額に係る個別帰 属法人税額を課税標準として算定した法人税割額お よびこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場 合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の 算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同 項の規定により延長された当該申告書の提出期限ま での期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗 じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納 付しなければならない。

5 第 48 条第7項の規定は、前項の延滞金額について →・法人税において通算法人ごとに申告

・法人税において通算法人ごとに申告 等を行うこととする(連結納税の廃 止)ことに伴う規定の削除

準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

等を行うこととする(連結納税の廃止)ことに伴う規定の削除

6 第 50 条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税または令第 48条の 15 の5第4項に規定する市民税にあっては、第 1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

・法人税において通算法人ごとに申告 等を行うこととする(連結納税の廃 止)ことに伴う規定の削除 (たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

3~10 略

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各 年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算し た割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合に は、その年中においては、その年における当該加算し た割合とする。 (たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略

3~10 略

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 略

2 当分の間、第 52 条第1項<u>および第4項</u>に規定する 延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定に かかわらず、各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセント の割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満 たない場合には、その年中においては、その年におけ る当該加算した割合とする。 ・軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこ本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直し(第2段階)

・条例の規定の削除に伴う改正

米原市税条例新旧対照表 第3条関係(改正理由)

改正後	現行	改正理由
付 則	付 則	
(読替規定)	(読替規定)	
第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条ま	第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の	・新型コロナウイルス感染症等
たは第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に	適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項	に係る中小事業者等の家屋お
限り、第61条第8項中「または第349条の3の4から第34	中「または第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」と	よび償却資産に対する固定資
9条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4	あるのは、「もしくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の	産税の課税標準の特例等の創
から第349条の5までまたは附則第15条から第15条の3	5までまたは附則第 15 条から第 15 条の3の2まで」と	設に伴う改正
の2まで <u>、第61条もしくは第62条</u> 」とする。	する。	
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)	
第10条の2 1~14 略	第10条の2 1~14 略	
15 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定め	15 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定め	
る割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種	る割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種	
として同意導入促進基本計画 (生産性向上特別措置法 (平	として同意導入促進基本計画 (生産性向上特別措置法(平	
成 30 年法律第 25 号) 第 38 条第 2 項に規定する同意導入	成 30 年法律第 25 号)第 38 条第2項に規定する同意導入	
促進基本計画をいう <u>第 18 項において同じ</u> 。)に定める	促進基本計画をいう。) に定める業種に属する事業の用に	・第 18 項追加に伴う改正
業種に属する事業の用に供する法附則第 15 条第 41 項に	供する法附則第 15 条第 41 項に規定する機械装置等にあ	
規定する機械装置等にあっては、零)とする。	っては、零)とする。	
16・17 略	16・17 略	
18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は		・法律等の改正にあわせて改正
零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同		
意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供		

する同条に規定する家屋および構築物にあっては、零) とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(付則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に 係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項に おいて準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定 める期間について準用する。 (軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
- ・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6月延長することに伴う改正
- ・新型コロナウイルス感染症等 に係る徴収猶予の特例に係る 手続等の規定の追加(地方税 法附則第59条第3項におい て準用する地方税法の規定に おいて条例に委任している事 項の細目を定める。)

米原市税条例新旧対照表 第4条関係(改正理由)

改正後	現行	改正理由
付則	付 則	
(読替規定)	(読替規定)	
第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条ま</u>	第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の3の2まで、 <u>第 61</u>	・法律等の改正にあわせて改正
たは第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に	条または第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産	
限り、第61条第8項中「または第349条の3の4から第34	税に限り、第61条第8項中「または第349条の3の4か	
9条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4	ら第 349 条の 5 まで」とあるのは、「もしくは第 349 条の	
から第349条の5までまたは附則第15条から第15条の3	3の4から第349条の5までまたは附則第15条から第15	
の 2 まで、 <u>第63条もしくは第64条</u> 」とする。	条の3の2まで、 <u>第 61 条もしくは第 62 条</u> 」とする。	・法律等の改正にあわせて改正
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)	
第10条の2 1~17 略	第10条の2 1~17 略	
18 法 <u>附則第64条</u> に規定する市町村の条例で定める割合は	18 法 <u>附則第62条</u> に規定する市町村の条例で定める割合は	・法律等の改正にあわせて改正
零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同	零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同	
意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供	意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供	
する同条に規定する家屋および構築物にあっては、零)	する同条に規定する家屋および構築物にあっては、零)	
とする。	とする。	
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の		・新型コロナウイルス感染症等
特例)		に係る寄附金税額控除の特例
第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染		の創設に伴う改正(地方税法
症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に		附則第 60 条第3項において
関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型		条例に委任している事項の細
コロナウイルス感染症特例法」という。) 第5条第4項に		目を定める。)

規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止も しくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定 行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求 する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定す る指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放 棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定す る市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項 第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34 条の7の規定を適用する。

<u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別</u> 税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型 コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用 を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定 の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、 「令和16年度」とする。 ・新型コロナウイルス感染症等 に係る住宅借入金等特別税額 控除の特例の創設に伴う改正 (地方税法附則第 61 条第 2 項の追加に伴う改正)

改正条例付則第3条第2項の規定による新条例第36条の2第1項の読替表

読替後	読替前
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、 3 月 15 日までに、施行	第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、 3 月 15 日までに、施行
規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならな	規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならな
い。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報	い。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報

告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日 現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中にお いて給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有し なかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会 保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業 共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、ひとり親控除 額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規 定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規 定する寡婦(旧法第 314 条の2第3項の規定に該当するものに限る。)ま たは旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1 号に掲げる者に係るものを除く。)、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所 得税法第2条第1項第 33 号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るも のを除く。) もしくは法第 314 条の2第4項に規定する扶養控除額の控除 またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第 313 条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失も しくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7第1項(同項第2号に掲 げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営 利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に 対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)および第 2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除 額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において 「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) および第24条第2 項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる 者を除く。) については、この限りでない。

告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日 現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中にお いて給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有し なかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会 保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業 共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除 額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源 泉控除対象配偶者に係るものを除く。)もしくは法第314条の2第4項に 規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医 療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同 条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条 の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第 3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特 例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。) に係る部分を除く。)および第2項の規定により控除すべき金額(以下こ の条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするも のを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」 という。)および第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項 の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2~10 略

2~10 略

3年新条例付則第10条の規定による3年新条例第61条第8項の読替表

読替後	読替前
(固定資産税の課税標準)	(固定資産税の課税標準)
第61条1~7 略	第61条1~7 略
8 法第349条の3 もしくは第349条の3の4から第349条の5までまたは附	8 法第349条の3 <u>または第349条の3の4から第349条の5まで</u> の規定の
<u>則第15条から第15条の3の2まで、第61条もしくは第62条</u> の規定の適用を	適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の
受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定に	規定にかかわらず、法第 349 条の 3 <u>または第 349 条の 3 の 4 から第 349 条</u>
かかわらず、法第349条の3 <u>もしくは第349条の3の4から第349条の5ま</u>	<u>の5まで</u> に定める額とする。
でまたは附則第15条から第15条の3の2まで、第61条もしくは第62条に定	
める額とする。	
9・10 略	9・10 略

3年新条例付則第25条の規定による3年新条例付則第7条の3の2第1項の読替表

読替後	読替前	
付 則	付 則	
第7条の3の2 平成22年度から <u>令和16年度</u> までの各年度分の個人の市民	第7条の3の2 平成22年度から <u>令和15年度</u> までの各年度分の個人の市民	
税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第	税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第	
41 条または第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合 (居住年が平成 11	41 条または第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合 (居住年が平成 11	
年から平成18年までまたは平成21年から令和3年までの各年である場合	年から平成18年までまたは平成21年から令和3年までの各年である場合	
に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則	に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則	
第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場	第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場	

合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。